

増毛町避難勧告等に関するマニュアル

平成 30 年 9 月

増毛町

はじめに

大気や海洋の平均温度の上昇など地球温暖化が原因と考えられる記録的大雨や集中豪雨、大型化する台風等異常気象による大災害が毎年のように発生している。

我が国では、平成 17 年に内閣府が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が、これまで多くの市町村において避難準備情報・避難勧告・避難指示（以下「避難勧告等」という。）の判断基準を定める参考になっているが、その後設けられた新たな制度や、東日本大震災をはじめとする災害の教訓を踏まえ、平成 26 年 4 月に全面改定されている。

加えて、平成 26 年は人的被害を伴う土砂災害が多発し、特に 8 月には広島市で多数の死者を出す甚大な土砂災害等が発生したことを受け、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）」（以下「土砂災害防止法」という。）が 11 月に改正され、また、多発する浸水被害に対処するため、「水防法（昭和 24 年法律第 193 号）」が平成 27 年 5 月に改正された。このような法律の改正等を受け、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」は平成 27 年 8 月に新たな改定がされている。

このような背景の中、本町は、国のガイドラインの改定内容を踏まえた「増毛町避難勧告等に関するマニュアル」の作成を行い、町民の命を最優先とする減災にむけた防災体制の構築を図るものとする。

目 次

はじめに

【 共 通 編 】

第1	マニュアルの目的	1
第2	マニュアルの対象とする災害.....	1
第3	町の責務と各人の避難行動の原則.....	1
第4	避難行動（安全確保行動）の考え方.....	3
第5	避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方.....	5
第6	避難勧告等により「立ち退き避難」が必要な住民に求める行動.....	6
第7	避難勧告等の判断にあたっての関係機関の助言.....	7
第8	リアルタイムで入手できる防災気象情報等.....	8
第9	避難勧告等の伝達方法	10
第10	避難勧告等の伝達内容	11

【 土 砂 災 害 編 】

第1	避難勧告等の対象となる土砂災害の危険性がある区域.....	12
第2	避難勧告等の発令に参考となる情報.....	13
第3	避難勧告等の発令基準	16
第4	避難勧告等の伝達文例	19

【 高 潮 災 害 編 】

第1	避難勧告等の対象となる高潮災害.....	21
第2	避難勧告等の発令に参考となる情報.....	21
第3	避難勧告等の発令基準	23
第4	避難勧告等の伝達文例	25

【 津 波 災 害 編 】

第1	避難指示（緊急）の対象となる津波災害.....	26
第2	避難指示（緊急）の発令に参考となる情報.....	28
第3	避難指示（緊急）等の発令基準	29
第4	避難勧告等の伝達文例	30

【 水 害 編 】

第1	避難勧告等の対象となる水害.....	31
第2	避難指示の発令に参考となる情報.....	33
第3	避難勧告等の発令基準	34
第4	避難勧告等の伝達文例	38

【資料】	39
------------	----

【 共 通 編 】

第1 マニュアルの目的

本マニュアルは、町域内で災害が発生するおそれがある場合、あるいは、発生した場合において、これらの災害から住民の生命等を守るために必要な避難勧告等の判断基準や伝達方法等を定めることを目的とする。

なお、本マニュアルは現時点での知見に基づき取りまとめたものであることから、今後の災害に関する情報体制の整備状況や避難行動等の検証によって適時見直すものとする。

第2 マニュアルの対象とする災害

本マニュアルは、自然災害のうち河川氾濫及び内水氾濫（浸水深が局所的に深くなり命を脅かすおそれのある場合。河川氾濫と内水氾濫を合わせて以下「水害」という。）、「土砂災害」、「高潮災害」及び「津波災害」の4種類とする。

第3 町の責務と各人の避難行動の原則

1. 町の責務

災害対策基本法において、町は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、町の地域防災に関する計画を作成し、実施する責務を有するとされており、この中で、町長は、災害が発生するおそれがある場合等において特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難勧告等を発令する権限が付与されている。

しかし、この避難勧告等には強制力は伴っていない。これは、一人一人の命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるという考え方に立っていることを示しているものである。

したがって、町の責務は、住民一人一人が避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、住民はこれらの情報を参考に自らの判断で避難行動をとることとなる。

このため、町や関係機関により提供される情報の具体的内容のみならず、町が発令する避難勧告等がどのような考え方に基づいているかについて、町は住民に周知し情報共有を図るとともに、災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、一人一人の居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図る取組を行うことが重要である。

2. 各人の避難行動の原則

自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

- (1) 避難勧告等が発令された場合、各人は、災害種別毎に自宅等が、立ち退き避難が必要な場所なのか、あるいは、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないのか等について、あらかじめ確認・認識する必要がある。

- (2) 水害、土砂災害、高潮災害は台風等とともに発生する機会が多く、水害、土砂災害については、台風に加えて前線による降雨により発生する場合も多い。まず各人は、気象庁から気象情報が発表された場合、強風や大雨の強まりに注意し、最新の気象情報や町が発令する避難勧告等に留意する必要がある。
- (3) 気象庁から各種警報、町から避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階では、どの災害に対して警報や避難準備・高齢者等避難開始が出されているのかを確認し、その災害に対する居住地の危険度に応じて、立ち退き避難等を開始する必要がある。特に、要配慮者及びその支援にあたる人は、避難行動を早めに開始すべきである。
- なお、土砂災害については突発性が高く精確な事前予測が困難なことから、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・土砂災害危険箇所（以下「土砂災害警戒区域・危険箇所等」という。）の住民については避難準備・高齢者等避難開始の段階から自発的に避難を開始することが推奨される。また、台風等の場合、避難準備・高齢者等避難開始が発令された後、暴風雨となって立ち退き避難が難しくなることも想定されることから、台風情報等を確認し、早めの避難行動をとる心構えが必要である。
- (4) 町から避難勧告が発令された場合、各人は速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。
- (5) 津波については、強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、気象庁の津波警報等の発表や町からの避難指示の発令を待たずに、各人が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。
- (6) 小河川等による浸水については、町からは基本的に避難勧告等が発令されないことを前提として、大雨注意報が発表された場合など、リアルタイムで発信される防災気象情報を自ら把握し、早めの措置を講じる必要がある。

第4 避難行動（安全確保行動）の考え方

1. 避難行動

「避難行動」は、「命を守るための行動」であり、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識しておく必要がある。

また、従来の避難行動は、避難勧告等の発令時に、公的な施設等への「移動すること」が一般的であったが、今後は、避難勧告等が対象とする避難行動は、次の全ての行動を避難行動とする。

- ①指定緊急避難場所への移動
- ②（自宅から移動しての）安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
- ③近隣の高い建物、強度の強い建物等への移動
- ④建物内の安全な場所での待避

2. 避難勧告等と避難行動

災害対策基本法における町長の避難勧告等に関しては、「居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告し」としており、避難勧告は、避難のための（家屋等の現在いる危険な場所からの）立ち退きの勧告を意味している。

しかし、住民は自らの判断で避難行動を選択すべきものであること、命を守る避難行動として必ずしも従来の避難行動までを必要としない場合もあること、周囲の状況によっては指定緊急避難場所等への移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合もあることから、本マニュアルにおいては、「屋内での待避等の屋内における安全確保措置」も避難勧告が促す避難行動とすることとする。

災害種別	「立ち退き避難」が必要な事象
水害	①山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋の流失をもたらす場合 ②ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続する場合
土砂災害	①背後等に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合 ②土石流が発生し、被害のおそれがある場合 ③地すべりが発生し、被害のおそれがある場合
高潮災害	①高潮時の越波や浸水により、家屋の流失をもたらす場合 ②浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることににより、屋内での安全確保措置では身体に危険が及ぶ可能性のある場合 ③ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続する場合
津波災害	①津波による浸水が予想される場合 ②海岸堤防等より陸側が浸水することはないものの、海岸や海中で津波の強い流れにより人が流されるなどの被害のおそれがある場合

「屋内での安全確保措置」をとる事象
<ul style="list-style-type: none"> ●「立ち退き避難」がかえって危険となる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域等に居住していて、避難勧告等が発令された時点で、既に大雨となっていて、立ち退き避難が困難だと判断した場合は、屋内でも上階の安全な側（がけの反対側）に避難する。 ・避難勧告等が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、指定避難場所等まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所・建物へ移動するか、それさえ危険な場合は、屋内に留まることも考える。 ●あらかじめ「屋内での安全確保措置」をとる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・短時間で局地的な大雨⇒側溝等が溢れ、浸水する場合もあるが、局所的に浸水している箇所に近づかなければ、命を脅かす危険性はない場合。

3. 避難行動の呼称等

本マニュアルにおいては、避難勧告等が発令された場合、そのときの状況に応じてとるべき避難行動が異なることから、指定緊急避難場所や近隣の安全な場所へ移動する避難行動を「立ち退き避難」と呼ぶこととし、屋内に留まる安全確保を「屋内での安全確保措置」と呼ぶこととする。

実際の避難勧告等の発令時には、指定緊急避難場所等への「立ち退き避難」とともに、外が危険な場合には「緊急的な待避場所」への避難や「屋内での安全確保措置」をとることを併せて伝達する。

改定後	従来
「立ち退き避難」	水平避難（移動）
「屋内での安全確保措置」	待避、垂直避難（移動）

4. 避難場所と避難所

災害対策基本法改正により避難場所と避難所を明確に区分することとし、あらかじめ町が指定緊急避難場所と指定避難所として指定することとされた。指定緊急避難場所については、水害、土砂災害等の災害種別に適した建物等が指定されることとなった。

指定緊急避難場所	切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ町が指定した施設・場所
指定避難所	災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ町が指定した施設

第5 避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方

1. 避難勧告等の判断基準の設定

町は、対象とする災害の種別ごとに避難行動が必要な地域を示して避難勧告等を発令し、対象地域において、立ち退き避難が必要な住民等と屋内での安全確保措置が必要な住民等の両者にそれぞれの避難行動をとってもらうことを示す。

なお、避難勧告等は一定の範囲に対して発令せざるを得ない面があることから、立ち退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告するのではなく、災害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。

また、避難勧告等の発令基準の設定に当たっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した立ち退き避難が必要な場合を想定して設定する。

2. 避難勧告等の発令時期の配慮

- (1) 避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、指定緊急避難場所の開設が完了していなくとも、避難勧告等の発令基準を満たした場合は、躊躇なく避難勧告等を発令する。
- (2) 対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難の勧告・指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備情報の提供に努める。
- (3) 突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備・高齢者等避難開始の発令を積極的に活用することとし、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に推奨する。

3. 町長不在等の場合における避難勧告等の発令に関する委任順位

避難勧告等の発令に係る職務に関し、町長の不在等で、町長による実施が困難な場合は、次の順位で町長の職務を代理する。

順位	避難勧告等の発令者
第1順位	町長
第2順位	副町長
第3順位	教育長
第4順位	総務課長

第6 避難勧告等により「立ち退き避難」が必要な住民に求める行動

発令内容	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<p>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が立ち退き避難をしなければならない段階であり、人的被害の発生するおそれがあるとき。</p> <p>■主要な指定緊急避難場所の開設開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 要配慮者は、立ち退き避難する。 • 立ち退き避難の準備を整え、以後の防災気象情報等に注意を払う。 • 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所等への立ち退き避難を推奨する。
避難勧告	<p>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生するおそれが高まったとき。</p> <p>(指定緊急避難場所の開設が間に合わない場合でも発令される場合がある。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 指定緊急避難場所へ立ち退き避難する。 • 指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって命に危険を及ぼすと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」への避難や「屋内での安全確保措置」をとる。
避難指示 (緊急)	<p>人的被害の発生するおそれが非常に高まったとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 • 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。 • 津波災害から、立ち退き避難する。

※津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみを発令する。

第7 避難勧告等の判断にあたっての関係機関の助言

1. 災害発生危険性を分析・判断する際の助言

災害対策基本法改正により、町長が避難勧告等の判断に際し、指定行政機関や道等に助言を求めることができることとなっている。

気象、河川、土壌、津波、高潮がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なっている。

そのため、避難勧告等の判断基準の設定や避難勧告等の発令の際は、国や道等の関係機関の協力・助言を積極的に求める。

2. 助言を求めることのできる対象機関

内 容	担当部署	電話番号
気 象 関 係	旭川地方気象台	0166-32-6387
防 災 全 般	北海道総務部危機対策局危機対策課	011-204-5007
避 難 対 策	留萌振興局地域創生部地域政策課	0164-42-8426
水 害	留萌振興局留萌建設管理部事業課	0164-42-1849
土 砂 災 害	留萌開発建設部留萌開発事務所第1道路工務課 (閉庁時) 留萌振興局留萌建設管理部治水課防災係長 (夜間等緊急の場合は警備会社へ)	0164-42-3168 (0164-42-2310) 0164-42-8376 (0164-42-8404)
津波、高潮災害	留萌開発建設部留萌港湾事務所	0164-42-1205

第8 リアルタイムで入手できる防災気象情報等

気象庁の防災情報提供システムや国土交通省の川の防災情報では、市町村向けに、リアルタイムの降水量、水位等の数値や範囲を示す情報が配信されている。北海道においても「北海道防災情報ホームページ」にて独自の防災情報を提供している。これらの情報は、定期的又は随時に更新されることから、常に最新の情報の入手・把握に努めることが重要である。

以下に、防災体制の設置判断、避難勧告等の判断に活用できる情報のうち、国が提供している主要なものを示す。

1. 気象情報、気象注意報・警報・特別警報

気象情報	台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や中心気圧等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報がより更新頻度を上げて提供される。	
	道気象情報		警報等に先立って警戒・注意を呼び掛けたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説するために、適時発表される。	
注意報・警報・特別警報	気象注意報・警報・特別警報	気象庁	気象現象等によって災害が起こるおそれのあるときに発表される。注意報、警報、特別警報の3種類がある（洪水についての特別警報はない）。また、気象警報等の内容には、各市町村における今後の注意警戒を要する時間帯（注意警戒期間）、最大1時間雨量、最大風速、最高潮位等の量的な予想値も記載されている。	

2. 雨量に関する情報

地点雨量	アメダス	気象庁	各観測地点で実測した降水量	10分毎
	テレメータ雨量 リアルタイム雨量	国交省		
流域雨量	流域平均雨量	国交省	河川の流域毎に面積平均した実況の雨量	10分毎
面的雨量	レーダー雨量	国交省	Cバンドレーダー雨量計：1kmメッシュ	5分毎
	XRAIN雨量情報		XRAINによって観測：250mメッシュ	1分毎
	リアルタイムレーダー		各レーダー情報の重ね合わせ	5分毎
	解析雨量	気象庁	レーダーとアメダス等の降水量観測値から作成した降水量の分布：1kmメッシュ	30分毎
	高解像度降水ナウキャスト		レーダー実況と1時間先までの降水強度：250mメッシュ（30分先まで）、1kmメッシュ（60分先まで）	5分毎
降水短時間予報	6時間先までの1時間毎の降水量分布の予想：1kmメッシュ		30分毎	

3. 水位に関する情報

水位情報	テレメータ水位	国交省	水位観測所の実測水位：cm単位	10分毎
	水位予測		1時間後から3時間後までの予想水位：cm単位	1時間毎

4. 水害に関する情報

水害情報	水位到達情報	国交省	水位周知河川及び水位周知下水道において、所定の水位に到達した場合、水位到達情報（氾濫危険情報等）が発表される。	
	流域雨量指数	気象庁	降った雨が下流地域にどれだけ影響を与えるかを、数値で表したもの：5kmメッシュ	30分毎
	規格化版流域雨量指数		流域雨量指数を過去20年間の最大値に対する比率で表したもの：5kmメッシュ	30分毎

5. 土砂災害に関する情報

土砂災害情報	土砂災害警戒情報	気象庁 北海道	町における避難勧告等の判断を支援するため、道と地方気象台等が共同で発表する情報である。大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに発表される。	
	土砂災害警戒判定メッシュ情報	気象庁	土砂災害警戒情報を補足する情報であり5km四方の領域（メッシュ）ごとに、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示している。避難に要する時間を確保するために2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。	10分毎
	北海道が提供する土砂災害危険度情報	北海道	メッシュ単位の土砂災害発生危険度を表示したもの：5kmメッシュ	10分毎

6. 潮位に関する情報

潮位情報	予想最高潮位	気象庁	高潮注意報・警報・特別警報及び県気象情報等の中で明示される。	
	潮位観測情報	国交省	3日間（昨日・今日・明日）又は1日毎の実測潮位及び予測潮位（実際の潮位、天文潮位、潮位偏差）を速報的に表示：cm単位	10分毎

7. 津波に関する情報

津波情報	津波警報等	気象庁	地震発生時に地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合に、地震発生後約3分を目標に発表される。大津波警報、津波警報、津波注意報がある。	
	津波情報等		津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、沖合や沿岸で観測された津波の第1波到達時刻、それまでに観測された最大波の高さ等を発表	

第9 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとし、要配慮者等に十分配慮することとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務課	北海道防災情報システムへの入力 (Lアラートでマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	町内に滞在する携帯電話保持者
総務課	防災行政無線(同報系)		住民
総務課	ホームページ		PCユーザー等
消防本部	消防車(広報機器使用)		住民等
	電子メール		消防団
福祉厚生課	電話		町内福祉・医療系施設 (明和園、診療所、やすらぎ荘、老人福祉センター) 民間経営福祉事業所
町民課	電話		町内会(自主防災組織)、避難支援関係者
総務課	電話		留萌振興局 留萌開発建設部 旭川地方気象台 留萌警察署

第 10 避難勧告等の伝達内容

1. 伝達内容

必要となる伝達内容の例は、次のとおり。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①発令者②発令日時③対象地域及び対象者④発令内容（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の例）⑤避難の時期（避難行動の開始と完了させるべき時期）⑥指定避難場所⑦避難すべき理由⑧危険の度合い
被害状況や予想される状況等について、必要に応じて、取り入れること。⑨住民のとるべき行動や注意事項⑩担当者・連絡先（※ 関係機関等へ伝達する場合） |
|--|

2. 伝達文の留意点

防災行政無線は、大量の情報を正確に伝達することが難しいことから、伝達文は簡潔にすること、避難行動をとってもらうために緊迫感のある表現で、とるべき行動を具体的に示すこと、風雨等で聴き取りづらいことから何回も繰り返すことが重要である。

（※ 「避難勧告等の伝達文例」は各災害編を参照。）

【土砂災害編】

第1 避難勧告等の対象となる土砂災害の危険性がある区域

1. 土砂災害危険箇所（北海道建設部土木局河川砂防課 公表）

土石流危険渓流	渓床勾配3°以上の谷地形を有し、土石流発生のおそれがあり、人家や公的な施設に被害のおそれのある渓流
急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度30°かつ高さ5m以上の急傾斜地で、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所
地すべり危険箇所	地すべりが発生している又は地すべりが発生するおそれがある箇所のうち、河川、道路、公共施設、人家に被害を与えるおそれのある箇所

土石流危険渓流	20 渓流
急傾斜地崩壊危険箇所	38 箇所
地すべり危険箇所	3 箇所

2. 土砂災害防止法に基づく警戒区域等（北海道が指定）

区 分	概 要
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域
	61 箇所
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域
	42 箇所

第2 避難勧告等の発令に参考となる情報

1. 避難勧告等を判断する情報等

本マニュアルにおける、情報の取り扱いを次のように整理する。

①大雨注意報	防災体制の設定、避難準備情報の発令の判断材料
②大雨警報（土砂災害）	避難準備情報の発令の判断材料
③土砂災害警戒情報	避難勧告の発令の判断材料
④記録的短時間大雨情報	避難勧告等の発令の判断材料
⑤大雨特別警報（土砂災害）	避難勧告・避難指示の対象領域の再検討のトリガー
⑥土砂災害警戒判定メッシュ情報	避難勧告等の発令の判断材料（5kmメッシュで提供）
⑦北海道土砂災害危険度情報	避難勧告等の発令の判断材料（5kmメッシュで提供）

2. 警報・注意報等基準

注 意 報	大雨	雨量基準	1時間雨量6mm
		土壌雨量指数基準	84
警 報	大雨	雨量基準（浸水害）	1時間雨量9mm
		土壌雨量指数基準（土砂災害）	124
特別警報	大雨	<p>以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。</p> <p>①48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が共に県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。</p> <p>②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に道程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。</p> <p>■参考 増毛町（R48：228mm、R03：90mm、SWI：147）</p>	
記録的短時間大雨情報1時間雨量90mm			
【発表区域】市町村単位			

※R48：48時間降水量（mm）、R03：3時間降水量（mm）、SWI：土壌雨量指数

3. 土砂災害警戒情報・土砂災害警戒判定メッシュ情報・土砂災害危険度情報

(1) 土砂災害警戒情報

- ア 町における避難勧告等の判断を支援するため、道と旭川地方气象台等が共同で発表する情報。
- イ 大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに発表。
- ウ 土砂災害警戒情報が発表されたときは、町内で土砂災害発生の危険度が高まっている領域を土砂災害警戒判定メッシュ情報で確認できる。

(2) 土砂災害警戒判定メッシュ情報

- ア 土砂災害警戒情報を補足する情報で、5km四方の領域(メッシュ)ごとに、土砂災害発生の危険度を5段階に判定した結果を表示している。
- イ 避難にかかる時間を考慮して、危険度の判定には2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。
- ウ 危険度5段階

	濃い紫色	実況で土砂災害警戒情報の基準に到達	(極めて危険) 《避難指示(緊急)》
	薄い紫色	予想で土砂災害警戒情報の基準に到達 (2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想)	(非常に危険) 《避難勧告》
	赤色	実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達 (2時間先までに警報基準に到達すると予想)	(警戒) ・要配慮者の避難開始 ・一般の人の自主的避難の開始が望ましい 《避難準備・高齢者等避難開始》
	黄色	実況又は予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準に到達 (2時間先までに注意報基準に到達すると予想)	(注意) ・今後の大雨警報、メッシュ情報の危険度をこまめに入手
		実況又は予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準未満	(今後の情報等に留意)

(3) 土砂災害危険度情報（北海道土砂災害警戒システム）

ア 土砂災害警戒情報の内容を補足する地域の詳細な土砂災害発生危険度を5kmメッシュで情報提供される。

イ 危険度情報4段階

降雨指標による現在から3時間後までの土砂災害発生の目安となる値への到達予測により危険度の情報が提供されている。

	濃い紫色	実況で土砂災害警戒情報発表基準超過	《避難指示（緊急）》
	薄い紫色	2時間後までの予想で土砂災害警戒情報発表基準超過	《避難勧告》
	赤色	実況又は予想で大雨警報（土砂災害）発表基準超過	《避難準備・高齢者等避難開始》
	黄色	実況又は予想で大雨注意報発表基準超過	・今後の大雨警報、メッシュ情報の危険度をこまめに入手

ウ 危険度の判断において、気象庁雨量観測情報やXRAIN雨量で雨の強さを確認しておくことが重要。

第3 避難勧告等の発令基準

1. 避難準備・高齢者等避難開始

(1) から (3) のいずれか1つに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

- | |
|---|
| <p>(1) 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「警戒（赤色）」（実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達）する場合。</p> <ul style="list-style-type: none">・大雨警報（土砂災害）が発表され、北海道土砂災害危険度情報における「赤、又は薄紫、濃紫」色の危険度の場合。 <p>(2) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合。</p> <p>(3) 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</p> |
|---|

■住民等への周知事項

- ・避難準備情報が発令された段階で、各人が判断して早めに指定緊急避難場所への立ち退き避難を行う必要がある。
- ・降雨時に、前兆現象や土砂災害の発生が確認された場合、その周辺の住民等は、各人が判断して指定緊急避難場所への立ち退き避難を行う必要がある。
- ・台風等の接近に伴い、暴風で避難できなくなる前に、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で、各人が判断して早めに立ち退き避難を行う必要がある。

2. 避難勧告

(1) から (4) のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令する。

- | |
|---|
| <p>(1) 土砂災害警戒情報が発表された場合。</p> <p>(2) 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「非常に危険（薄い紫色）」（実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達）する場合。</p> <ul style="list-style-type: none">・大雨警報（土砂災害）が発表され、北海道土砂災害危険度情報における「濃紫、薄紫及びその周辺の赤」色の危険度の場合。 <p>(3) 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合。</p> <p>(4) 土砂災害の前兆現象（小さな落石、地鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合。</p> |
|---|

3. 避難指示（緊急）

基本的には土砂災害警戒情報が発表された段階で避難勧告が発令されていることが前提となるが、まだ、避難していない人へより強く避難を促す措置としての避難指示となる。

（１）から（６）のいずれか１つに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令する。

（１）土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合。

（２）土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「極めて危険（濃い紫色）」（実況で土砂災害警戒情報の基準に到達）する場合。

・大雨警報（土砂災害）が発表され、北海道土砂災害危険度情報における「濃紫、薄紫」色の危険度のうち、記録的短時間大雨情報が発表された場合。

（３）大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合。

（４）土砂災害が発生した場合。

（５）山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合。

（６）避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合。

※大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合には、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、避難指示（緊急）の対象地区の範囲が十分であるか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。

4. 避難勧告等の解除

土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とする。

なお、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断することが必要となる。この際、町は国・道の土砂災害等の専門家に助言を求めることを検討する。

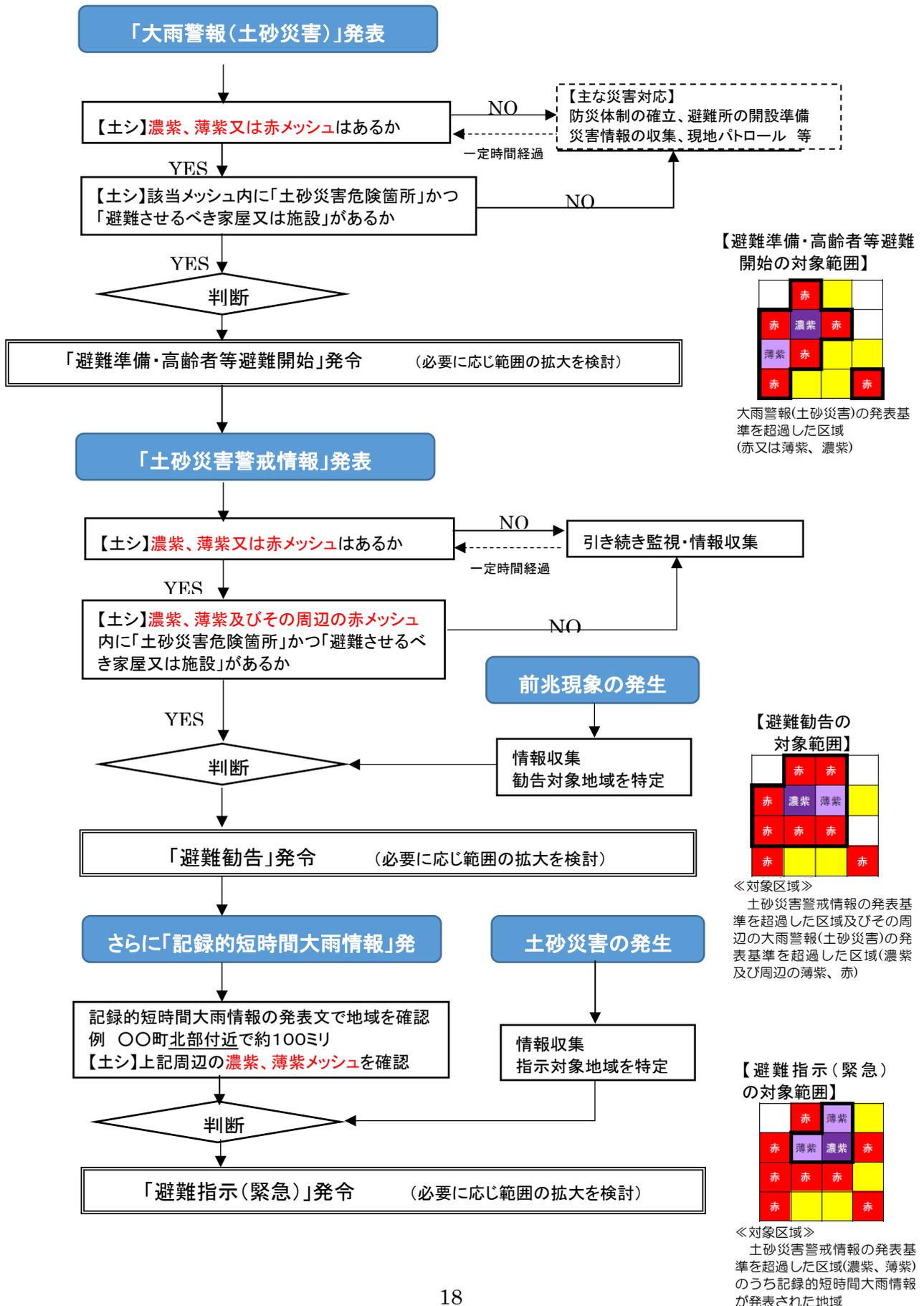
5. 夜間・早朝に避難が必要な場合

基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等を発令する。

ただし、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合等は、夕方等の明るい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始を発令することを検討する。

6. 避難勧告等判断フロー図（土砂災害）

※土シ：北海道土砂災害警戒情報システム



第4 避難勧告等の伝達文例

防災行政無線は、大量の情報を正確に伝達することが難しいことから、伝達文は簡潔にすること、避難行動をとってもらうために緊迫感のある表現で、とるべき行動を具体的に示すこと、風雨等で聴き取りづらいことから何回も繰り返すことが重要である。

1. 避難準備・高齢者等避難開始

- 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。
- こちらは、増毛町災害対策本部です。
- ○時○分に、○○地区に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
○時○分に増毛町に大雨警報が発表され、土砂災害の危険性が高くなることが予想されています。
- ○○地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難してください。
- 高齢の方、障害のある方、小さい子どもをお連れの方などはあらかじめ定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。
- ○○小学校、○○会館を開設しています。

2. 避難勧告

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、増毛町災害対策本部です。
- ○時○分に、○○地区の土砂災害に関する避難勧告を発令しました。
○時○分に増毛町に土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の危険性が極めて高まっています。
- ○○地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、直ちにあらかじめ定めた避難場所へ避難してください。
- 急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑強な建物等へ避難してください。
- ○○道路は雨量規制のため通行できませんのでご注意ください。
- ○○小学校、○○会館を開設しています。

3. 避難指示（緊急）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、増毛町災害対策本部です。
- △△地区で土砂災害の発生（又は、前兆現象）が確認されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、○時○分に○○地域の○○地区に土砂災害に関する避難指示を発令しました。
- 未だ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の谷側の高いところに避難してください。
- 小学校、○○会館を開設しています。

<留意事項>

- ・避難所へ避難する際は、他の土砂災害機関箇所内の通過は避けること。土石流に関しては渓流に直角方向にできるだけ渓流から離れること。渓流を渡って対岸に避難することは避ける。
- ・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。

【高潮災害編】

第1 避難勧告等の対象となる高潮災害

1. 避難勧告等の対象とする高潮災害

高潮により命を脅かす危険性があるケースを次の二つに分類する。

①	潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間にわたり浸水するおそれがあることが想定される。
②	潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。

第2 避難勧告等の発令に参考となる情報

1. 避難勧告等を判断する情報等

高潮は、台風等に伴う気圧低下による海水の吸い上げや、強風による海水の吹き寄せによって発生することから、基本的には台風や発達した温帯低気圧の接近・通過時を想定すれば良い。

①台風情報	台風の位置や強さ等の実況及び予想
②高潮注意報	高潮に対する注意を呼び掛ける。また、潮位が警報基準に達すると予想される場合には、達する6～12時間前に予想最高潮位及びその予想時刻を明示して、高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表される。
③高潮警報	高潮により重大な災害が発生するおそれがある
④高潮特別警報	予想される現象が特に異常であるため、重大な高潮災害の発生するおそれが著しく大きい
⑤暴風警報及び暴風特別警報	暴風が予想される3～6時間前に、暴風警戒期間を明示して発表される。なお、暴風が予想される場合には、暴風となる6～12時間前には暴風警報に切り替える可能性に言及する強風注意報が、暴風警戒期間を明示して発表される。

※高潮特別警報：「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風等により、これまで経験したことのないような高潮になることが予想され、最大級の警戒を要することを呼び掛けるもの。

2. 警報・注意報等基準

注 意 報	強風	平均風速が陸上で 11m/s 以上、海上で 15m/s 以上	
	波浪	有義波高が 3.0m 以上になると予想される時	
	高潮	潮位が東京湾平均海面上 0.9m 以上になると予想される時	
警 報	暴風	平均風速が陸上で 18m/s 以上、海上で 25m/s 以上	
	波浪	有義波高が 6.0m 以上になると予想される時	
	高潮	潮位が東京湾平均海面上 1.2m 以上になると予想される時	
特別警報	暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度 の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
【発表区域】市町村単位			

3. 潮位情報等

国等の波浪情報網で情報の収集等を行い、潮位等の監視に努める。

ナウファス(全国港湾海洋波浪情報網 : NOWPHAS : Nationwide Ocean Wave information network for Ports and HARbourS)

●国土交通省港湾局・各地方整備局・北海道開発局・沖縄総合事務局・国土技術政策総合研究所および港湾空港技術研究所の相互協力のもとに構築・運営されている我が国沿岸の波浪情報網。

●本町は「留萌港」が参考情報となる。

第3 避難勧告等の発令基準

1. 避難準備・高齢者等避難開始

(1) から (3) のいずれか1つに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

- | |
|--|
| <p>(1) 高潮注意報が発表され、警報に切り替える可能性が言及され、かつ暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合。</p> <p>(2) 台風情報で、台風の暴風域が増毛町にかかると予想されている、又は台風が増毛町に接近することが見込まれる場合。</p> <p>(3) 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、気象庁から、特別警報発表の可能性のある旨、県気象情報や記者会見等により周知された場合</p> |
|--|

2. 避難勧告

(1) から (3) のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令する。

- | |
|---|
| <p>(1) 高潮警報が発表され、かつ暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合。</p> <p>(2) 高潮特別警報が発表された場合。</p> <p>(3) 高潮注意報が発表され、当該注意報に、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及される場合。(実際に警報基準の潮位に達すると予想される時間帯については、気象警報等に含まれる注意警戒期間及び防災情報提供システムの潮位観測情報を参考にする)</p> |
|---|

※暴風警報等に記載されている暴風警戒期間にも留意して、暴風で避難できなくなる前に避難勧告を発令する必要がある。

3. 避難指示（緊急）

基本的には、台風等の暴風域に入る前に避難勧告が発令されていることを前提とする。

(1) から (4) のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令する。

- | |
|--|
| <p>(1) 潮位が警報の基準潮位に達し、かつ波浪警報が発表され被害が発生するおそれがある場合。</p> <p>(2) 海岸堤防等が倒壊した場合</p> <p>(3) 水門、陸閘等の異常（水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど）が確認された場合。</p> <p>(4) 異常な越波・越流が発生した場合。</p> |
|--|

■住民等への周知事項

- ・既に暴風域に入っていることが想定されることから、その時点で危険地域の建物内にいた場合、屋内の最も安全な場所に留まるか、非常に近い堅牢な高い建物への移動に限定する必要があることを、避難指示（緊急）の発令と併せて情報提供すべきである。

4. 避難勧告等の解除

高潮警報が解除された段階を基本とする。

浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

5. 夜間・早朝に避難が必要な場合

基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等を発令する。

第4 避難勧告等の伝達文例

防災行政無線は、大量の情報を正確に伝達することが難しいことから、伝達文は簡潔にすること、避難行動をとってもらうために緊迫感のある表現で、とるべき行動を具体的に示すこと、風雨等で聴き取りづらいことから何回も繰り返すことが重要である。

1. 避難準備・高齢者等避難開始

- 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。
- こちらは、増毛町災害対策本部です。
- 〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区に高潮災害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
〇時〇分の気象庁発表の台風情報により、台風〇号の暴風域は〇時間以内に増毛町にかかり、最大潮位が〇.〇mと予想されています。
- 〇〇地域の〇〇地区の方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難してください。
- 高齢の方、障害のある方、小さい子どもをお連れの方などはあらかじめ定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。
- 〇〇小学校、〇〇会館を開設しています。

2. 避難勧告

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、増毛町災害対策本部です。
- 〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に高潮災害に関する避難勧告を発令しました。
高潮警報（又は高潮特別警報）が発表され浸水被害の可能性が高まっています。
- 〇〇地域の〇〇地区の方は、直ちにあらかじめ定めた避難行動をとってください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。
- 〇〇小学校、〇〇会館を開設しています。

3. 避難指示（緊急）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、増毛町災害対策本部です。
- 〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に高潮災害に関する避難指示を発令しました。
- 未だ避難していない方は、最寄りの高い建物等へ直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。
- 現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物などに避難してください。
- 〇〇小学校、〇〇会館を開設しています。

【津波災害編】

第1 避難指示（緊急）の対象となる津波災害

1. 避難指示（緊急）の対象とする津波災害

津波は 20cm から 30cm 程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性がある。

よって、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合であっても、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。

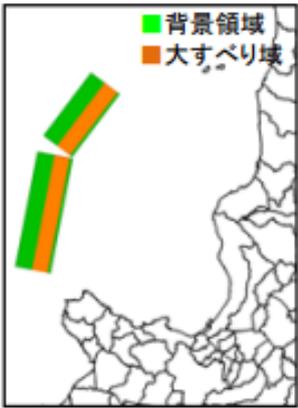
また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、気象庁の津波警報等の発表や町からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

2. 対象とする地震及び津波の種類

北海道では、平成 22 年 3 月に作成した日本海沿岸の津波浸水想定図を見直し、平成 29 年 2 月に新たなシミュレーション結果を発表している。

本町においては、2 つの想定地震を設定しており、対象となる地震及び本町の主な地点における津波等の概要は次のとおりである。

津波断層モデル概要

④	⑤
F06	F06'
モーメントマグニチュード 7.6	モーメントマグニチュード 7.6
国の報告書により設定された津波断層モデル F06 モデルをベースに、大すべり域を 1 つに繋げたモデルを設定。	国の報告書で示している断層トレースを基に、F06 の東側の断層について、本道に近い位置にあり、津波高が高くなるなど、影響が大きい断層と考えられることから、新たに設定。
 <p style="text-align: center;">波源域</p>	

津波概要（本町の主な地点）

阿分漁港			
NO.	最大遡上高	±0.2m	第1波到達時間
④	9.56m	28分	37分
⑤	5.15m	25分	31分

信砂川河口			
NO.	最大遡上高	±0.2m	第1波到達時間
④	6.90m	31分	36分
⑤	4.41m	24分	30分

増毛港			
NO.	最大遡上高	±0.2m	第1波到達時間
④	7.65m	30分	36分
⑤	6.04m	24分	30分

暑寒別川河口			
NO.	最大遡上高	±0.2m	第1波到達時間
④	10.07m	26分	31分
⑤	5.38m	20分	26分

別荘			
NO.	最大遡上高	±0.2m	第1波到達時間
④	12.30m	25分	32分
⑤	8.74m	20分	26分

第2 避難指示（緊急）の発令に参考となる情報

1. 警報・注意報等基準

気象庁等から収集する大津波警報・津波警報・津波注意報は次のとおりとする。

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報・津波警報・津波注意報を発表する。

津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

●本町の津波予報区：北海道日本海沿岸北部

予想される津波の高さの区分		発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m～	10m超	巨大
	5m～10m	10m	
	3m～5m	5m	
津波警報	1m～3m	3m	高い
津波注意報	20cm～1m	1m	(表記しない)

種類	発表基準	津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
大津波警報 (津波特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	陸域では避難の必要はない。海にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

2. 津波情報の収集

■北海道防災情報システム

道内に発生した各種災害等の情報が提供される。

■国土交通省港湾局 全国港湾海洋波浪情報網（ナウファス NOWPHAS）

※高潮災害編参照

■津波の実況等の情報収集

津波発生の危険性がある場合、消防団及び自治会等と協力し、高台等の安全な場所から海面状態を監視する。

第3 避難指示（緊急）等の発令基準

1. 避難指示（緊急）

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみを発令する。

(1) から (3) のいずれか1つに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令する。

- (1) 大津波警報、津波警報の発表時及び通知受信時
- (2) 停電、通信途絶により、津波警報等を適時に受けることができない状況において強い揺れ（概ね震度4程度以上）を感じた場合、あるいは、揺れは弱くても1分程度以上の長い揺れを感じた場合。
- (3) 気象業務法施行令第10条の規定により町長が自ら津波警報を発令した場合。

2. 避難勧告等

次の場合には、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告の発令を検討する。

（遠地震の場合）

我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地震に関する情報」の中で発表する場合がある。

町は、この「遠地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討するものとする。

3. 避難勧告等の解除

大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本とする。

浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

4. 夜間・早朝に避難が必要な場合

基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難指示（緊急）を発令する。

第4 避難勧告等の伝達文例

防災行政無線は、大量の情報を正確に伝達することが難しいことから、伝達文は簡潔にすること、避難行動をとってもらうために緊迫感のある表現で、とるべき行動を具体的に示すこと、風雨等で聴き取りづらいことから何回も繰り返すことが重要である。

1. 避難指示（緊急）（大津波警報、津波警報が発表された場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、増毛町災害対策本部です。
- 大津波警報（又は、津波警報）が発表されたため、〇時〇分に増毛地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。
- 直ちに海岸や河川から離れ、高台に避難してください。

2. 避難指示（緊急）（強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、増毛町災害対策本部です。
- 強い揺れの地震がありました。
- 津波が発生する可能性があるため、〇時〇分に増毛地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。
- 直ちに海岸や河川から離れ、高台に避難してください。

3. 避難指示（緊急）（津波注意報が発表された場合）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、増毛町災害対策本部です。
- 津波注意報が発表されたため、〇時〇分に増毛地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。
- 海の中や海岸付近は危険です。直ちに海岸から離れ、高台に避難してください。

【 水 害 編 】

第 1 避難勧告等の対象となる水害

1. 避難勧告等の対象とする水害

対象（立ち退き避難が必要な災害の事象）
①堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらす浸水が予想される場合
②山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋の流失をもたらす浸水が予想される場合
③氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内での安全確保措置では身体に危険が及ぶ可能性のある場合
④地下・半地下に氾濫した水が流入することが予想される場合
⑤ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続することが予想される場合

対象外（立ち退き避難の対象とならない事象）
●以下については、立ち退き避難ではなく屋内での安全確保措置が適切な避難行動となる。ただし、地下・半地下等に氾濫水が流入するおそれのある場合等、命を脅かすほどの深い浸水深となる場所については、立ち退き避難が適切な避難行動となる。
①短時間で局地的な大雨 ⇒側溝が溢れ、浸水する場合もあるが、局所的に浸水している箇所に近づかなければ、命を脅かす危険性はない。
②中小河川の氾濫で浸水深が浅い地域 ⇒屋内での安全確保措置で命を脅かす危険性がない。
③浸水深が浅い内水氾濫 ⇒屋内での安全確保措置で命を脅かす危険性がほとんどない。

2. 避難勧告等の対象とする水害のある区域

水害で避難勧告等の対象となる区域は、『増毛町防災ハザードマップ』における「大雨時危険区域図」を基本とし、発令時の河川状況、堤防の決壊、氾濫のおそれがある地点等の諸条件に応じて設定する区域とする。

このうち、命を脅かす危険性が高く、安全な地域への移動を伴う立ち退き避難を必要とする区域（対象建物）は次のとおりである。

<p>①山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより家屋の流失をもたらす可能性のある河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川沿いの家屋 など
<p>②河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の地下部分（地下で工事等の作業を行っている場合も含む。）
<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大浸水深がおおむね 0.5m以上となる平屋家屋の場合 <p>※氾濫による浸水域の最大水深がほとんど床下相当以下と想定されることから、基本的に立ち退き避難は必要ないが、上記の場合や個別に地域を確認する必要がある。</p>

■町内の主な河川

河川の区分	河川名
洪水予報河川	—
水位周知河川	—
水位を観測している河川	信砂川 暑寒別川
その他注意を要する河川	箸別川 永寿川 岩老川

第2 避難指示の発令に参考となる情報

1. 警報・注意報等基準

注 意 報	大雨	表面雨量指数：6 土壤雨量指数基準：80
	洪水	流域雨量指数基準：信砂川流域＝16.2、暑寒別川流域＝13.1 箬別川流域＝10.3、永寿川流域＝3.9
警 報	大雨	表面雨量指数（浸水害）：9 土壤雨量指数基準（土砂災害）：127
	洪水	流域雨量指数基準：信砂川流域＝20.3、暑寒別川流域＝16.4 箬別川流域＝12.9、永寿川流域＝5.7
特別警報	大雨	以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。 ①48時間降水量及び土壤雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が共に県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。 ②3時間降水量及び土壤雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。 ■参考 増毛町（R48：228mm、R03：90mm、SWI：147）
記録的短時間大雨情報1時間雨量90mm		
【発表区域】市町村単位		

※R48：48時間降水量（mm）、R03：3時間降水量（mm）、SWI：土壤雨量指数

2. 水位・雨量等

河川名	水防団 待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
信砂川	11.04m	11.62m	—	12.38m
暑寒別川	10.95m	11.68m	—	12.80m

第3 避難勧告等の発令基準

信砂川・暑寒別川及びその他河川における避難勧告等の発令の判断基準は次のとおりとする。ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難勧告等を発令する。

1. 信砂川

区分	状況	基準
高齢者等避難開始 避難準備・	日中	①水位が、「はん濫注意水位（11.62m）」に到達し、かつ上流域における予想雨量や実況雨量から、引き続き水位の上昇が見込まれている場合 ②堤防の漏水・侵食等が発見された場合
	夜間・早朝	①予想雨量や実況雨量から、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ②台風等が夜間から明け方に接近、又は通過し、多量の降雨が予想される場合
避難勧告	日中	①水位が、「はん濫危険水位（12.38m）」に到達した場合 ②「はん濫注意水位（11.62m）」を超えた状態で、上流域における予想雨量や実況雨量から、急激な水位上昇によるはん濫のおそれが見込まれている場合 ③洪水警報が発表され、流域雨量指数基準がさらに上昇する傾向がある場合
	夜間・早朝	①気象情報及び降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ②「はん濫注意水位（11.62m）」を超えた状態で、台風等が夜間から明け方に接近、又は通過し、多量の降雨が予想される場合
避難指示（緊急）	—	①水位が、堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・はん濫のおそれがある場合） ②堤防の異常な漏水・侵食等の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③決壊や越流が発生した場合 ④その他過去の水害の発生状況から必要と認めた場合

2. 暑寒別川

区分	状況	基準
高齢者等避難開始 避難準備・	日中	①水位が、「はん濫注意水位（11.68m）」に到達し、かつ上流域における予想雨量や実況雨量から、引き続き水位の上昇が見込まれている場合 ②堤防の漏水・侵食等が発見された場合
	夜間・早朝	①予想雨量や実況雨量から、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ②台風等が夜間から明け方に接近、又は通過し、多量の降雨が予想される場合
避難勧告	日中	①水位が、「はん濫危険水位（12.80m）」に到達した場合 ②「はん濫注意水位（11.68m）」を超えた状態で、上流域における予想雨量や実況雨量から、急激な水位上昇によるはん濫のおそれが見込まれている場合 ③洪水警報が発表され、流域雨量指数基準がさらに上昇する傾向がある場合
	夜間・早朝	①気象情報及び降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ②「はん濫注意水位（11.68m）」を超えた状態で、台風等が夜間から明け方に接近、又は通過し、多量の降雨が予想される場合
避難指示（緊急）	—	①水位が、堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・はん濫のおそれがある場合） ②堤防の異常な漏水・浸食等の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③決壊や越流が発生した場合 ④その他過去の水害の発生状況から必要と認めた場合

3. その他の河川

避難勧告	—	①大雨警報（浸水害）が発表され、かつ気象レーダー等で雨域があり、上流域における予想雨量や実況雨量から、急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合 ②洪水警報が発表され、流域雨量指数基準がさらに上昇する傾向がある場合 ③水防団等から避難の必要性に関する通報があった場合 ④浸水の発生に関する情報が住民等から通報された場合
避難指示（緊急）	—	①その他過去の水害の発生状況から必要と認められた場合

※小中河川は、降雨から越水するまでの時間が短いため、基本的には「避難準備・高齢者等避難開始」の発令はしないが、過去のはん濫の発生、降水量とはん濫の関係性がわかる河川箇所は発令を行う。

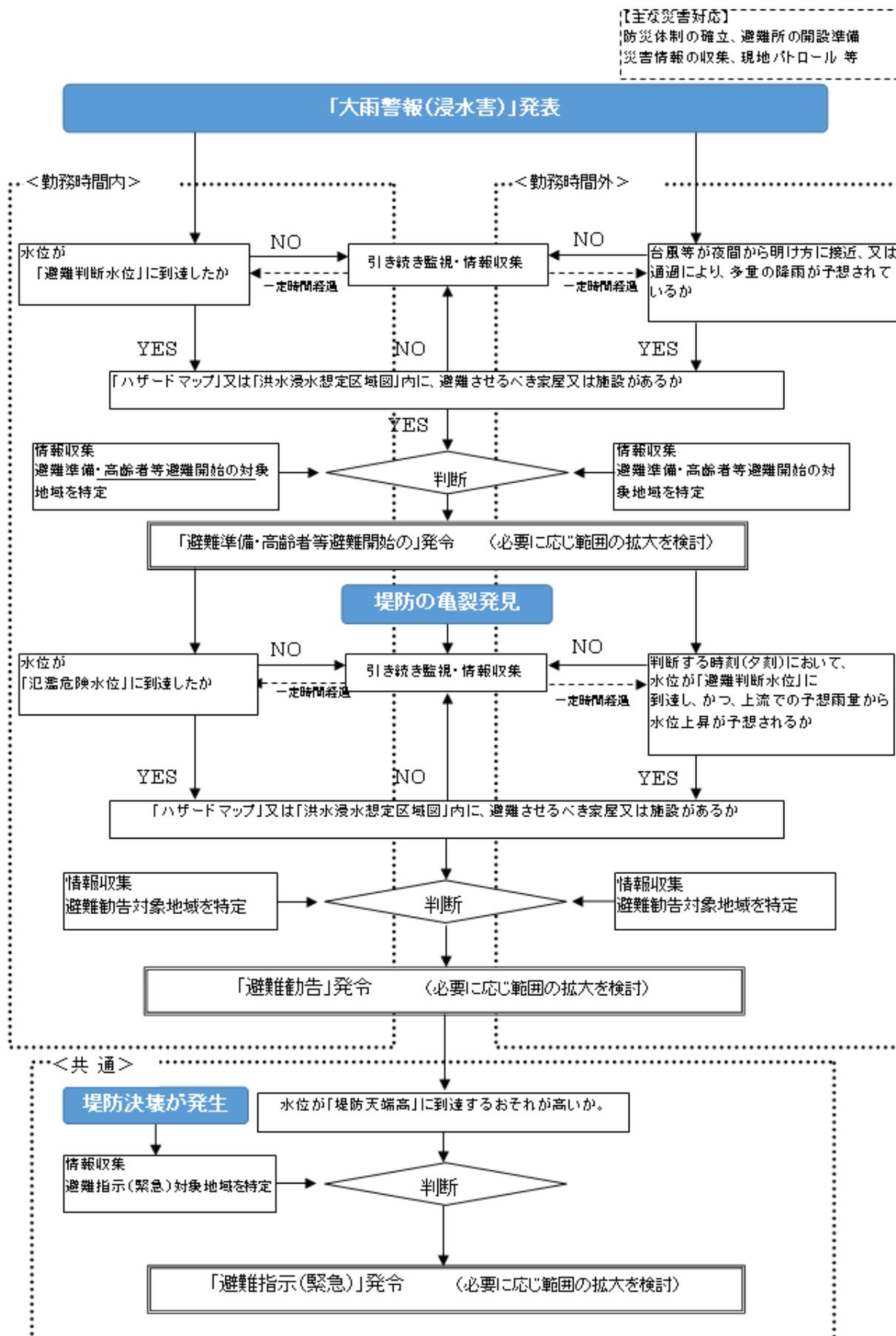
■住民等への周知事項

- ・小河川等による浸水の場合は、床上浸水となるケースが多くないこと、浸水が極めて短時間で発生する機会が多いことから、避難勧告が発令された場合の避難行動は、小河川の沿川家屋以外の者は、屋内での安全確保措置を基本として避難行動を検討することが重要である。

4. 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除については、当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

5. (参考) 北海道作成 避難勧告等判断フロー図 (水害/水位周知河川)



第4 避難勧告等の伝達文例

防災行政無線は、大量の情報を正確に伝達することが難しいことから、伝達文は簡潔にすること、避難行動をとってもらうために緊迫感のある表現で、とるべき行動を具体的に示すこと、風雨等で聴き取りづらいことから何回も繰り返すことが重要である。

1. 避難準備・高齢者等避難開始

- 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。
- こちらは、増毛町災害対策本部です。
- ○時○分に、○○地区に河川に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- ○○地区にお住まいの方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難してください。
- 高齢の方、障害のある方、小さい子どもをお連れの方などはあらかじめ定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。
- ○○小学校、○○会館を開設しています。

2. 避難勧告

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、増毛町災害対策本部です。
- ○時○分に、○○地区に河川に関する避難勧告を発令しました。
氾濫のおそれがあります。
- ○○地域の○○地区の方は、直ちにあらかじめ定めた避難行動をとってください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。
- ○○小学校、○○会館を開設しています。

3. 避難指示（緊急）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、増毛町災害対策本部です。
- ○○川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、○時○分に○○地域の○○地区に○川に関する避難指示を発令しました。
- 未だ避難していない方は、直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。
- ○○地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により○道は通行できない状況です。○地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。
- ○○小学校、○○会館を開設しています。

【資料】

1. 土砂災害の前兆現象について

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山・斜面・がけ	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・がけに割れ目がみえる ・がけからは小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	<ul style="list-style-type: none"> ・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・濁水に流木が混じりだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流内の火花 		<ul style="list-style-type: none"> ・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴覚		<ul style="list-style-type: none"> ・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする
嗅覚		<ul style="list-style-type: none"> ・腐った土の臭いがする 		

(注) 上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は発生する直前であるため、直ちに避難行動をとるべきである。

増毛町避難勧告等に関するマニュアル

平成30年9月

増毛町災害対策本部